

都内在住の生徒・保護者の皆さまへ

令和6年度 東京都私立中学校等 授業料軽減助成金のお知らせ

所得制限なし

年額10万円を受給できます!

申請により私立中学校等の授業料の負担が軽減されます

申請できる方

生徒と保護者が
東京都内に住所を有していること



都内及び都外の私立中学校等に在学する
生徒の保護者の方

申請期間

令和6年

9月2日(月)～10月15日(火)

※期間外の申請は、受け付けできません。

助成を受けるためには毎年度必ず申請が必要です!

スマホで
かんたん
申請

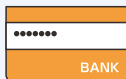
1 申請の流れ

1 必要な書類を準備

オンライン申請時にアップロードする必要があります。

住民票

振込口座を確認できる書類



その他書類が必要な場合があります。詳細は4ページ(裏面)をご参照ください。

2 スマホやPCで申請

9月2日～10月15日

東京都私学財団のホームページまたは東京都私学財団LINE公式アカウントから、申請受付サイトにアクセスできます。ユーザー登録後、マイページから申請します。

東京都私学財団
ホームページ



東京都私学財団
LINE公式アカウント



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html

3 申請内容の審査

10月～12月

当財団において申請内容を審査し、生徒の在学状況等を学校に確認します。

4 結果通知・助成金振込

12月(予定)

12月より、審査の完了をメールでお知らせします。マイページにて審査結果をご確認ください。交付の場合、12月下旬に申請者本人の口座に振り込まれます。

※申請内容に不備がある場合などは振込の時期が変更となります。

※スケジュールが変更となる場合は、当財団ホームページに掲載します。

2 授業料軽減助成金について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料（保護者が支払った額）を上限として、年額10万円まで助成する東京都の制度です。

令和6年度より所得制限がなくなり、所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができるようになりました。

（この事業は、東京都の補助を受け（公財）東京都私学財団が実施するものです。）

3 申請期間

令和6年
9月2日（月）～10月15日（火）

※申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。
※**毎年度（学年1回）申請が必要です。**対象となる方は忘れずに申請してください。

4 助成額について

100,000円（年額）

※助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した授業料額が上限となります。
※学校の制度などにより授業料が全額免除されているなど、実際に授業料の負担がない場合は本制度の対象となりません。

5 対象となる申請者（保護者等）の要件

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の（1）（2）の両方の要件に該当する方です。

世帯主であるか、生計中心者（所得が高い方）であるかに関わらず、親権者である父母どちらが申請者であっても構いません。

（1）保護者（申請者）と生徒が、**令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している**

※生徒が学校の指定する寮等に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります。

（2）令和6年9月1日現在、下記①～④のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者

① 私立中学校

③ 私立義務教育学校（後期課程）

② 私立特別支援学校（中学部）

④ 私立中等教育学校（前期課程）

※**都外の学校も対象**となります。
※9月2日以降に入学した場合は、申請日時時点で在学していることが要件になります。

申請者について

申請者は原則、生徒の親権者となります。（親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者が申請者となります。）

6 私学財団から学校への確認

当財団から学校宛に、生徒の在学状況、授業料額、授業料減免額、授業料の納付状況等を確認します。

なお、授業料を滞納している場合、助成金の一部又は全部が学校に振り込まれ、授業料に充当される場合があります。

7 Q & A ～よくあるご質問～

Q 親子とも都内在住だが、都外の私立学校に通っている。対象になるか？

A 保護者、生徒ともに令和6年5月1日から申請時まで引き続き都内に住所を有している場合は、対象となります。

Q 母と子は東京都在住。父は都外(海外含む)に赴任しているが、申請できるか？

A 都内在住の母を申請者として申請できます。住民票は申請者と生徒が記載されているものを提出してください。

Q 学校の特待生制度で授業料が全額免除になっている。施設費・実習費は納付しているが、助成を受けられるか？

A 受けられません。助成の対象となるのは、授業料のみです。

Q 子2人が、私立中学に在学しているので、20万円受給できるか？それとも2人で10万円なのか？

A 受給要件を満たす場合は、それぞれの授業料(年額)に対して、1人あたり10万円を上限に支給します。なお、子2人それぞれについて申請が必要となりますのでご注意ください。

Q 昨年度は所得制限を超えているため申請しなかった。所得制限撤廃になったので昨年度分も申請できるか？

A 所得制限がなくなったのは令和6年度の申請からです。また、年度をさかのぼっての申請はできません。

下記もご覧ください。1ページ(表紙)の二次元バーコードよりそれぞれアクセスいただけます。

▶ 東京都私学財団ホームページに掲載の「よくあるお問合せ Q&A」

▶ 東京都私学財団LINE公式アカウントの「Q&A(チャットボット)」

※ご不明な点等ございましたら、4ページの「10 問合せ先」へご連絡ください。



8 個人情報の取扱いについて

令和6年度私立中学校等授業料軽減助成金事業における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「公益財団法人東京都私学財団個人情報保護規程」に基づき、以下のように取り組みます。

1 個人情報の利用目的について

私立中学校等授業料軽減助成金交付申請において入力された情報、提出された書類は、私立中学校等授業料軽減助成金事業において必要な範囲内で利用します。なお、ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。

2 個人情報の収集目的について

私立中学校等授業料軽減助成金交付申請において入力された情報、提出された書類に記載されている個人情報は、申請者の要件を審査するために収集します。

3 個人情報の管理について

(1) 収集した個人情報は、関係法令等に基づき、厳重に管理します。

(2) 収集した個人情報は、当該年度終了後5年を経過後、速やかに消去し、又は廃棄します(令和6年度申請分は、令和12年4月1日以降廃棄)。

(3) 個人情報の取扱いを他の事業者へ委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

4 個人情報の第三者提供について

当財団では、申請者の承諾なしに第三者に提供しません。

5 個人情報の開示等について

個人情報の開示・訂正・利用停止等の手続きについて、また、個人情報に関するお問合せ、苦情・ご相談は、下記の窓口までお問合せください。

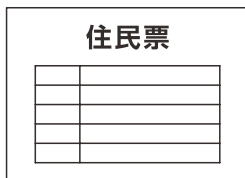
個人情報に関する
お問合せ窓口

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階
公益財団法人東京都私学財団総務部
☎(03)5206-7921(土日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)

9 申請に必要な書類(画像)

オンライン申請時に以下の書類の画像(写真)をアップロードしてください。

① 住民票



▶ 申請者(保護者)と生徒の**続柄の記載**があるもの

※同一世帯でない場合は、それぞれ必要です。

▶ 令和6年5月1日時点で東京都内に住所を有していることが確認できるもの

▶ 申請日前3カ月以内の発行のもの

▶ **マイナンバー(個人番号)の記載がないもの**

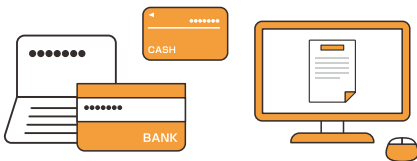
[入寮証明書]

- 生徒が学校の指定する寮等に入り、都内から都外に移り住んだ場合に必要です。
- 東京都私学財団「私立中学校等授業料軽減助成金」ホームページから入寮証明書を印刷し、在籍している学校の証明(学校長の押印)を受けてください。

[その他]

- 親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。事情により異なりますので、下記問合せ先にご連絡ください。

② 振込口座を確認できる書類



通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなどの、**振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナを確認できる部分**

※申請者本人の口座に限ります。配偶者や生徒名義の口座は指定できません。

10 問合せ先

東京都私学就学支援金センター
中学校助成金担当

☎(03) 5206-7808

土日・祝日・年末年始を除く 9:15 ~ 17:00

※申請期間(9月2日~10月15日)中は、土曜日もお電話を受け付けます。

東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

公益財団法人
東京都私学財団

東京都私学財団



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>



都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。